次世代育成支援対策推進法に基づく当院の「一般事業主行動計画」

小倉記念病院は職員が仕事と子育ての両立ができるように、職員全員が働きやすく、また持っている能力を 十分に発揮できる環境づくりを推進します。

次世代育成支援対策推進法に基づき、次のとおり「一般事業主行動計画」を策定し公表いたします。

「次世代育成支援対策法」とは・・・

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国・地方公共団体・企業・国民が担う責務を明らかにし、2005 年 4 月 1 日から施行されています。

「一般事業主行動計画」とは・・・

企業が次世代育成支援対策法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。

1. 計画期間

2024年4月1日~2027年3月31日までの3年間

2. 内容

|目 標 1| 事業所内保育施設の満足度を高め、利用ニーズに柔軟に対応する|

【対策】

2024年4月~ 定期的なアンケート等により利用者の声に耳を傾け、平成紫川会附属保育所 の満足度を高めます。また施設の空き状況に応じて非正規職員の利用希望に も柔軟に対応いたします。

|目 標 2| 育児短時間勤務制度・人事評価制度でキャリア継続を支援する|

【対策】

2024年4月~ 3歳以下の子供をもつ職員と病院の双方にメリットをもたらす多様な勤務シ フトメニューで働きやすさを高め、頑張った短時間勤務者には定期昇給を実 施します。また女性医師の就業時間要望に柔軟性をもって支援します。

目 標 3 時間外・休日労働の低減を図る

【対策】

2024年4月~ 働き方改革への対応に伴うタスクシフト・シェア、時間外労働実施基準の明確化、毎月の部署毎の時間外労働状況の「見える化」、および年休取得推進等で、全職員の月平均時間外労働「12時間以下」を目指します。